神田社会保険労務士事務所 事務所だより 2014年7月号

SR - OFFICE JOURNAL

採用時における健康状態の確認

注目トピックス

01 | 採用時における健康状態の確認

採用の際、応募者の健康状態や通院歴は合否判断の重要な 事柄ですが、これらを尋ねることはプライバシー上問題な いでしょうか。

特集

02 |職場意識改善助成金について

26年4月より、助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、利用しやすくなりました。

03 | 長期的な教育制度の作り方基礎のキソ③

3 回シリーズで解説する教育制度作成方法についての最終回です。今回のテーマは「教育費用の予算組み」「教育方法の選定」「全体のスケジューリング」について解説します。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | 伝わる文章が「速く」「思い通り」に

書ける 87 の法則

日頃から文章を書く機会が多く、 書き慣れている人であっても時に は自分の文章が人から読まれて読 みやすいのか、分かりやすいのか、 「速く」「思い通り」に書けている のかを振り返ることが必要です。



神田社会保険労務士事務所より

05 | お問い合わせについて

06 近況報告

経営診断ツール

07|職場意識改善助成金チェックシート

採用時における健康状態の確認

採用の際、応募者の健康状態や通院歴は合否 判断の重要な事柄ですが、これらを尋ねるこ とはプライバシー上問題ないでしょうか。

はじめに

他人の病歴や通院歴を尋ねることには心理的には抵抗が ありますが、一方で「賃金を払う代わりに働いてもらう」 以上、応募者の健康状態が賃金に見合っているかについて、 会社は慎重に検討しなければなりません。

例えば、車を運転する業務であれば、発作を伴う病気を持っていると業務上支障があるでしょうし、精神的なストレス負担が大きい業務は、メンタル系の既往歴がある人には向かないかもしれません。会社が採用の際に応募者の健康 状態を尋ねることの合法性と、健康状態チェックの方法について紹介します。

応募者に健康状態を尋ねてもよいか

結論から述べると、応募者の健康状態を尋ねることは違法ではありません。 職業安定法第5条4では、「社員を募集するにあたって、業務の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を収集することができる」と定めてあり、健康状態も必要な情報の一部とされます。

どの程度の健康状態が募集職種について必要であるかに ついて客観的な合理性は求められますが、その条件が常識 的であれば健康状態や既往歴について尋ねても問題はな いでしょう。

個人情報保護法による制限について

もし、健康状態について合理的な範囲で尋ねていたケースで、応募者が「病歴はプライバシーだから答えたくない」といった場合、「記入しないと不採用だ」などと記入を強制する行為はトラブル防止の観点から避けたほうがよいでしょう。

しかし、「合否判定に必要な情報が得られないこと」を理由の一つとして総合的に検討した結果不採用としたとしても、原則として問題にはなりません。

関連する法律として個人情報保護法がありますが、同法は「集めた個人情報をどのように管理するか」について制限をする法律ですので、情報を集める行為自体は同法で禁止されません。

健康状態チェックの注意点

ただし、健康状態チェックの際に以下の点については十分 に注意して情報収集をする必要があります。

① 本人の同意なく採用選考以外のことに使用したり、第三者に情報提供したりしてはいけない

あくまでも採用選考のためだけに収集することを徹底しましょう。病歴などの情報を聞く場合は厳格に管理し、他 に漏らさないような慎重さが必要です。

② メンタル面の病歴については書面などを活用して慎重に尋ねる

メンタル面の病歴は面と向かって尋ねにくい傾向があり、 また健康診断結果などに表れにくいものでもあります。メ ンタル面の病歴については、例えば別のチェックシートや 「病歴申立書」などを用意し、「本人から病歴を申告して もらう」という形態をとるとよいでしょう。

③ 「HIV」「B型肝炎・C型肝炎」など一部の感染情報は 特に注意する

過去の裁判例で「本人に無断で B 型肝炎の検査を受けさせ、感染していたため不採用とした」ケースを争ったものがあります。この裁判では不採用にしたことは不法行為ではないとされたが、本人に理由を説明せず無断で検査を受けさせた行為については違法性を認め、損害賠償を認めました。業務上の特別な理由がない限り、感染症などの情報収集は避けたほうがよいでしょう。

職場意識改善助成金 について

26年4月より、助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、利用しやすくなりました。

はじめに

この助成金は**残業時間の削減、年次有給休暇の取得促進**、機械やシステムの導入による**労働時間管理の適正化**、その他労働時間等の設定の改善等を行う中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

支給対象となる事業主

- (1) 厚牛労働大臣が指定する講座を受講した場合
- (2) 以下いずれかの規模の中小企業事業主であること

	小売 (含飲食)	サービス	卸売	その他
資本金	5,000 万円	5,000 万円	1 億円	3 億円
	以下	以下	以下	以下
常時	50 人	100 人	100 人	300 人
労働者数	以下	以下	以下	以下

- (3) 事業開始時の労働者の年次有給休暇の年間平均取 得日数が9日未満、または月間平均所定外労働時間 数が10時間以上である事業主であること
- (4) 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など 労働時間等の設定の改善を目的とした職場におけ る意識の改善、または労働時間管理の適正化に積極 的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事 業主であること

支給対象となる事業

以下のような取り組みが助成対象となります。

- 労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、 周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング(社会保険労務士、 中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更(有給体験計画的付与制度の導入など)

- 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新
- デジタル式運行記録器の導入・更新(デジタコ)
- テレワーク用通信機器の導入・更新
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(拡充)(飲食店での食器洗い乾燥機、小売業のPOS装置、 自動車修理業の自動車リフトなど)

助成対象となる経費

講師謝金/講師の旅費/機械などのリース料/会議費/ 通信運搬費/ソフトなどの保守費用/研修資料の印刷費 /機械装置の購入費/事務用品の購入費/コンサルタン ト等外部機関への委託費など

成果目標

以下の成果目標を設定する必要があります。

- (A) 年次有給休暇→労働者の年次有給休暇の年間取得 日数を1日以上増加させること。
- (B) 残業の削減→労働者の月間平均所定外労働時間を 1時間以上削減させること。

支給額

目標達成について	補助率	1 企業当たりの上限
A・B ともに達成	3/4	上限額80万円
どちらか一方達成	5/8	上限額66万円
どちらも未達成	1/2	上限額53万円

職場意識改善助成金の詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。

長期的な教育制度の 作り方基礎のキソ③

3 回シリーズで解説する教育制度作成方法に ついての最終回です。今回のテーマは「教育 費用の予算組み」「教育方法の選定」「全体の スケジューリング」について解説します。

はじめに

前回までに「教育制度のメインの目標を明確化」「教育項目のアイデアを出す方法」について解説しました。今回は出されたアイデアを整理し一つにまとめる作業について取り上げます。

については、総合的なコストを想定し臨まなければなりません。教育の選定にあたっては以下のコストを比較検討するとよいでしょう。

OJT・OFF-JT を実施するか、e-ラーニングなどを選ぶか)

教育費用の予算化

産労総合研究所の調査結果によると、1000 人未満の企業 における従業員1人当たりの年間教育研修費用は、2012 年度実績で約35,000 円となっています。

さらに同調査結果によると、実施率の高い研修は「新人研修(約8割強)」「中堅社員教育(約8割弱)」、さらに目的別教育としては「幹部育成研修」の比率が高く43.4%の企業が実施しているようです。

研修のメイン目標が「平準化」であるなら新人研修にウエイトを置くことになるかもしれませんし、既存社員の「専門化」が急務であるなら幹部育成に予算を割く必要があります。

自社の教育制度のメインとする目標に立ち返って分配を 検討していきましょう。

教育方法の選定

予算化の際に意識したいことは、「**外部研修機関に支払う** 受講料等以外にも目に見えにくいコストがかかること」で す。

社内指導担当者が OJT や OFF-JT により部下を指導している時間帯は生産性ロスが発生していますし、 夜遅くに社内で訓練をすると疲労による生産性低下や、 割増賃金の発生もしています。

そこで、教育方法の選定(外部の訓練を受けるか、社内で

受講料・謝金	外部研修期間に支払う直接コスト		
機会コスト	研修をせずに営業活動をした場合に得ら れたであろう利益		
回収コスト	研修効果(営業上の利益や職場活性化など)を得るまでの時差、および効果が得られない場合のロス		

全体のスケジューリング

最終的に研修の対象者、内容、時期、研修が決まったら、 それをスケジュールに落とし込み社内で公表します。

チームビルディングの観点では、部署に関係のある研修の みを伝達するだけでは十分でなく、会社全体としてどのような研修体系になっているか、その教育制度全体で最終的 に顧客に提供したい価値は何であるかを共有することが 効果的でしょう。

社員の教育に関するご相談は当事務所までお気軽にお問い合わせください。



伝わる文章が「速く」「思い通り」 に書ける 87 の法則 山口拓朗著

単行本: 226ページ 出版: 明日香出版社

価格:1,400円(税抜)

はじめに

日頃の業務の中で、いろんな文章を書く機会があると思います。「文章を書く」という作業は、程度の差はあるにせよ、誰もがしていることです。

また、日頃から文章を書く機会が多く、書き慣れている人であっても、時には自分の文章が人から読まれて読みやすいのか、分かりやすいのか、「速く」「思い通り」に書けているのかを振り返ることが必要です。

それは、ご自分の文章力が低下しているのではないかということではなく、**読み手の環境や年齢、社会的な受け止め** 方が常に変化しているためでもあります。他人の書いた文章も、全く意味が通じないというものではないと思います。

伝えるべきことは、基本的には伝わっているものの、ビジネス文書や社内的な文書を書くだけでなく、営業、販売に直結する文章を書く必要があるのであれば、ひと目で読み手の心をつかむような文章が書きたいと願うところです。 そういった意味では、キャッチフレーズやキャッチコピーの作成に通じる点もあります。

人は都合よく文章を解釈する

文章を書く作業は、誰でも行うものですが、なぜか、書き 手が発信する情報と、読み手が受け取る情報には、多かれ 少なかれ「**ずれ**」が生じるものだと書かれています。

ビジネスでは、留守中の人にかかってきた電話を取り次ぎ、 メモなどで伝言する時にさえ、読み手と書き手の間で、全 く逆の意味に捉えられていたりすることがあります。

読む人の反応を決める

文章を書くときには、読む人の反応を決めましょう。「決める」ではなく、「予測する」の間違いではないかと思う人もいるかもしれないが、予測ではありません。読む人の

反応は書き手が決めなければな らないと筆者は述べています。

確かに、私たちが仕事上で書く 文章も、相手の反応をうかがっ てみるというものではなく、お おむね、こちらの希望する方向



に返事や反応がもらえるような文章となっている必要が あります。まさに、**読む人の反応を決める**ことです。

伝わる文章を書くために心がけることは、次の6つのステップです。

- 1. 文章を読む人を明確にする
- 2. 文章の目的を明確にする
- 3. 読む人のニーズを把握する
- 4. 読む人の反応を決める
- 5. 文章を書くために必要な情報を収集する
- 6. 文章の流れを決める

文章のぜい肉を落とす

だらだらと書かれた冗長な文章は、読む人をうんざりさせます。 すっきりと簡潔な文章を目指すなら、文章のぜい肉つまりムダな言葉を落とさなければなりません。読み手の気分を書さないようにと気遣い、不必要にだらだらとした言い回しをする場合や、繰り返し使われる敬語、丁寧語は、肝心な「伝えたいこと」をぼやかしてしまうからです。

ストレートな言い方でありながらも、品格のある文章になるよう、心掛けたいものです。文章を削るとこには、その言葉が情報・メッセージを伝える上で必要なのか不必要なのかを判断しなければなりません。**言葉を削ることでメッセージが弱まらないようなら、削った方が賢明**だと述べられています。

当事務所からの お知らせ

労務管理や助成金などのご相談がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

当事務所へのお問い合わせについて

今月の事務所だよりはいかがでしたか? 来月も充実した内容でお届けしていきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回の内容に関して、ご不明点やご依頼などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

神田社会保険労務士事務所			
代表	特定社会保険労務士 神田 眞弓		
所在地	〒274-0816 千葉県船橋市芝山 1-31-7 A-105		
営業時間	平日 9:00-18:00		
電話	047-496-0600		
FAX	047-496-0601		
メール	info@kandasr.com		

代表よりあいさつ

梅雨の真っ最中ですが、初夏のような陽気の日も多く、熱中症の心配な時期となりました。熱中症はもちろん屋外での作業中の発症が多いのですが、倉庫の片付けの最中の発症もあり、室内だからといって安心はできません。朝に朝礼を行う会社などの場合は、毎朝、一言社員に、水分補給に関する注意を喚起するだけでもよいと思います。

今月号のメインテーマは、「採用時における健康状態の確認」でしたが、応募者にとって過去の既往歴の申告は、採否の決定を左右することから、正直に申告することにためらいがあるかもしれません。しかし、会社は労働者を採用する場合、その応募者が、就労に耐えうる健康状態であるかどうか把握をしなければなりません。なぜなら雇用契約は、労働者が会社に対し労務を提供し、その対価として賃金を支払うという双務契約ですから、労働者が労務の提供ができなければ、契約は成立しないからです。入社後も会社は、年に1回は健康診断を実施し、(特定業務や深夜業務の場合は6ヶ月に1回)労働者の健康状態を把握する義務を負います。雇用契約は長期間に渡ることが多いですから、その間、一時的に病気やケガなどで就労不能となることもあります。会社には快適な就業環境の提供はもちろんのこと、健康面においても労働者への配慮を忘れないようにしましょう。 平成26年7月1日 特定社会保険労務士 神田 眞弓

2014年版チェックシート

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、利用しやすくなりました。

職場意識改善助成金チェックシート

本チェックシートを利用して、職場意識改善助成金について確認してみましょう。 FAX かメールでお送りいただければ、具体的なフィードバックをいたします。

チェック項目

No	チェック項目				YES	NO	
1	労災保険の適用事業主である						
	以下の資本金要件、または従業員数の要件を満たす中小企業である						
		小売(含飲食)	サービス	卸売	その他		
2	資本金	5,000 万円以下	5,000 万円以下	1億円以下	3億円以下		
	常時労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下		
3	年次有給休暇の年間平均取得数が9日未満である						
4	残業が概ね月10時間以上ある						
5	ワークシェアリングやテレワーク(在宅ワーク)導入に興味がある						
6	5 設備機械の導入などにより残業を軽減することに興味がある						
7	有給体限の取得率アップに興味がある						

FAX のご返送は 047-496-0601 まで

貴社名	ご担当者名	
ご住所	E-mail	
TEL	ご要望を	
FAX	お書きください	